

○内閣府
令第 号
経済産業省

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）及び資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第 号）の施行に伴い、並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三十四条の規定に基づき、商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 梶山 弘志

商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令の一部を改正する命令

商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令（平成十九年 内閣府 令第一号）の一部を次のように改正する。
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十四条に規定する商品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者は、当該財産を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該財産を自己のその他の財産と区分して経理し、かつ、運用するために預託する場合を除き、次に掲げる方法により適切に管理を行うこと。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務（同項に規定する信託業務をいう。）を行う者への金銭信託で元本補填の契約のあるもの（当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>ハ 「略」</p> <p>ニ 暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）への管理の委託（他人のために暗号資産（同条第五項に規定する暗号資産をいう。）の管理を業として行うことにつき同法以外の法律に特別</p>	<p>「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務（同項に規定する信託業務をいう。）を行う者への金銭信託で元本補填の契約のあるもの（当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

の規定のある者への当該管理の委託を含み、当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。